

福島県舞台照明音響事業者協議会会則

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本会は、福島県舞台照明音響事業者協議会と称する。

第2条 本会は、事務局を事務局長事業所内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、福島県舞台、照明及び音響事業者が、産業、行政、文化団体、生活者と積極的に連携し、舞台及び各種イベントの討議、研究を通して提言、実践を行い真に豊かな地域文化の向上に貢献することを目的とする。又、時代に即した「技術提携」を構築し人材育成と地域文化の振興に尽力するとともに、需要の喚起を促し業界の経営安定化を図る。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 舞台、照明、音響業務(以下業務という)に関する研究と開発
- (2) 業務の質の向上に関する研修
- (3) 業務を通じた交流と人材育成
- (4) 地域文化の向上に寄与する業務のデザイン開発と事業
- (5) その他本会の目的を達成するための事業

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条

第1項 本会は、福島県内において舞台、照明、音響に関する業務及び技術指導等を行う事業者をもって会員とする。

(1) 分野

コンサート、ディナーショー、ファッションショー、舞踊発表会、民謡発表会、カラオケ発表会、各種イベント、各種会館の演出、テレビ制作、ホール管理、他

(2) 職種

プランナー、デザイナー、オペレーター、コーディネーター、ディレクター、舞台監督、教育者、他

第2項 本会は、下記の会員をもって構成し、登録事項は次のとおりにする。

- (1) 正会員
 - ① 社名及び団体名
 - ② 所在地と電話番号
 - ③ 代表者
 - ④ 資本金
 - ⑤ 会社経歴
 - ⑥ 分野
- (2) 賛助会員
 - ① 社名及び団体名
 - ② 所在地と電話番号
 - ③ 代表者
 - ④ 分野

第3項 正会員の記名は1名とし、委任状がある場合は代理人でも議決権を行使できるものとする。

第4項 会員は、登録事項に変更があった場合は速やかにその届出をしなければならない。

第5項 賛助会員は議決権を有しない。

(会 費)

第6条

第1項 本会に入会する場合、入会金と年会費を一括納入する。但し、中途入会者については年会費の月割相当額とする。

第2項 本会の会費は下記の通りとする。

	入会金	年会費
正 会 員	5,000	1口 30,000
賛助会員	なし	1口 10,000

第3項 会費の納入は、毎年当該年度の4月末日とする。

第4項 納入した会費は、如何なる場合にも返還しないものとする。

第5項 会費未納が納入期限より6ヶ月に及ぶ場合は、会員の資格を喪失するものとする。

(遵守事項)

第7条 会員は本会の信用を保持するために、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務取引の秩序維持に努めること
- (2) 業界の信用を損なう行為をしないこと

(入会資格)

第8条

第1項 本会に正会員として入会を希望する舞台、照明及び音響業務を営む事業者は3年以上の経験実績を有する者とする。賛助会員についてはこの限りでない。

第2項 入会希望の事業者は、役員会の承認を受けなければならない。

第3項 本会入会が認められた会員は、直ちに入会金、年会費を納入し、納入完了を確認の上会員とする。

第4章 役員

(種別)

第9条 本協議会に次の役員を置く。

第1項

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名程度
- (3) 事務局 2名程度
- (4) 会計監査 2名

第2項 役員人数は総会において変更する事ができる。

(役員を選任)

第10条

第1項 役員は総会において選任する。

(職務)

第11条

第1項 会長は、本会を代表し業務を統括し協議会の円滑な運営を図る。

第2項 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある場合はその職務を代行する。

第3項 事務局は、会計及び本会の業務を執行する。

(任期)

第12条

第1項 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げないものとする。

第2項 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間までとする。

第5章 総会・例会・部会・委員会

(総会)

第13条

第1項 本会の定時総会は毎年5月に開催するものとし、必要に応じ臨時総会を開催することができるものとする。

第2項 議長は総会において選任する。

(総会決議)

第14条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 事業に関する事項
- (2) 会計報告に関する事項
- (3) 役員選任に関する事項
- (4) 会則の変更
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

(定足数)

第15条

第1項 総会は、会員・委任状あわせて3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第16条

第1項 総会の議事は、出席会員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第2項 本会則第14条(4)会則の決議は、総会出席会員の3分の2以上の同意をもって決議する。

(例会)

第17条

第1項 本会は例会を開催する。

(部会・委員会他)

第18条 本会に所要の部会・委員会・プロジェクトチームを置くことが出来る。

(出席義務)

第19条 会員は総会及び例会に出席しなければならない。

第20条 総会及び例会欠席の場合は事務局に委任状と欠席届を提出しなければならない。

第6章 退会勧告及び除名

(退会勧告及び除名)

第21条 次に該当した場合は役員会の決議により、退会勧告及び除名処分に出ることが出来る。

- (1) 本会則第7条に著しく違反したとき。
- (2) 本会則第19条により総会及び例会に連続3回欠席したとき。
但し、届出があればこの限りではない。
- (3) 本会の体面を汚し信用を害したとき。
- (4) 会費を納入しないとき。

第7章 会計

(会計)

第22条 本会の会計は、会費、寄付金及びその他の収入で賄う。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

第8章 準用

(準用)

第24条 この会則に定めのないときは、総会の議決により決定する。

(規則、細則の制定)

第25条 この規定の施行について、必要な規則又は細則は、役員会の議決を経て総会でこれを制定し、変更し、又は廃止することが出来る。

附則

本会則は平成12年 4月 1日をもって施行する。

本会則は平成20年 3月24日をもって施行する。

本会則は平成27年 5月19日をもって施行する。

本会則は令和 2年 5月15日をもって施行する。

福島県舞台照明音響事業者協議会

見舞金規定

(目的)

第1条 福島県舞台照明音響事業者協議会(以下、協議会という。)は、会員が死亡した場合に死亡見舞金を支払うためにこの規定を設ける。

(運用)

第2条 見舞金は、協議会の年会費より計上し、この収支は事務局が担当する。

(死亡見舞金)

第3条 死亡見舞金は、会員が死亡した場合、香典 10,000 円と献花を行う。また左記以外の場合においては役員協議の上、柔軟に対応するものとする。

(規定の変更)

第4条 当規定の変更は、総会の承認を必要とする。

(附則)

第5条 当規定は、平成12年6月10日よりこれを施行する。
当規定は、平成20年3月24日よりこれを施行する。
当規定は、平成21年3月23日よりこれを施行する。